

## D P C対象病院における明細書の発行について

### 1 経緯

平成20年度診療報酬改定の項目として、平成20年2月13日における中央社会保険医療協議会において、「D P C対象病院については、入院中に使用された医薬品及び行われた検査について、その名称を付記することが望ましい」と決定された。(別紙参照)

### 2 実施時期

「D P Cレセプト提出時における包括部分に係る診療行為内容の添付」と同時期とする。

### 3 明細書の内容

入院中に使用された医薬品及び行われた検査の名称を記載。

### 4 その他

- 医薬品及び検査の名称の付記については、「付記することが望ましい」とするものである。
- 明細書の発行に要する費用を患者に対して請求することは可能。
  - ※ 実質的に明細書の入手の妨げとなるような料金の設定はできないこととされている。

～平成20年2月13日 中医協総会資料より～

【I-1（医療費の内容の情報提供について）-①】

## 明細書の発行の義務化及び電子化加算の見直し

### 第1 基本的な考え方

#### 1 保険医療機関及び保険医療養担当規則の改正

レセプトオンライン化が義務化され、個別の診療報酬点数の算定項目の分かるレセプト並みの明細書を、即時に発行できる基盤が整うこととなる医療機関<sup>※1</sup>については、患者からの求めがあった場合には、明細書の発行を義務付ける<sup>※2</sup>。その際、DPC対象病院においては、レセプト提出時に包括評価部分に係る診療行為の内容が分かる情報が添付されることと合わせ、入院中に使用された医薬品及び行われた検査について、その名称を付記することが望ましい。明細書の発行の際、費用徴収を行う場合にあって、実質的に明細書の入手の妨げとなるような料金を設定してはならない。

※1 具体的な医療機関の範囲（平成20年度よりレセプトオンライン化が義務付けられる医療機関と同様）

- ① 医療法上の許可病床数が400床以上の医療機関であること
- ② レセプト電算システムが導入されていること

※2 レセプト並みの明細を記載した領収書が発行された場合には、明細書が発行されたものとして取り扱う（別に明細書が発行する必要はない。）。

#### 2 電子化加算（初診料への加算）

レセプトオンライン化の義務化の進捗状況を踏まえ、オンライン請求の基盤が整いつつあると見込まれる医療法上の許可病床数が400床以上の病院については、電子化加算の役割が終了したことから、同加算の算定対象外とする。

### 第2 具体的な内容

#### 1 保険医療機関及び保険医療養担当規則の改正

第1の1※に該当する保険医療機関は、患者から求められたときは、診療費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない旨を規定する

#### 2 電子化加算

[算定要件]

400床以上の病院は電子化加算の算定対象外とする

[施設基準]

患者から求めがあった時に、算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を交付する体制を整えていることを選択要件にして、電子化加算の施設基準を届け出ている保険医療機関について、明細書を交付する旨を掲示することを規定する